

元四教学第919号  
令和2年3月2日

各学校長 様

四万十町教育長

新型コロナウイルス感染症対策のための小中学校の  
臨時休業中の対応について（通知）

日ごろは、学校における感染症対策にご協力いただき、ありがとうございます。  
うえのことにつきまして、下記の内容を確認の上、適切に対応いただきますよう、  
また保護者の皆さまにもご周知ください。

記

- (1) 臨時休業を行うことで児童生徒の授業時数が削減されることについて
- 児童生徒の学習に遅れが生じないように、休業中の課題を適切に課すなどの配慮を行う。
  - 児童生徒の未履修の内容については、必ず文書をもって次の学年に引継を行う。
  - 小学校6年生の未履修の内容については、必ず文書をもって進学先の学校に引継を行う。また、必要に応じて教職員で対応を協議する場などを設定する。
  - 授業時数の報告については、今回の臨時休業によって標準授業時数を下回った場合、学校教育法施行規則に反するものとはしない。（児童生徒については、学年の課程を修了したものとみなしてよい）
- (2) 卒業式の取り扱いについて
- 日時は、学校の取り決めた予定通りとする。
  - 式に参加するのは、卒業生、卒業生の保護者、教職員のみとする。
  - 式典の内容を精選し、式典全体の時間を短縮するよう工夫する。

(3) 修了式・離任式の取り扱いについて

- 休業中、もしくは休業後に児童生徒を学校に集めての修了式や離任式は行わない。
- 通知票（修了証書）は、郵送もしくは、教職員が持参する。

(4) 入学式の取り扱いについて

- 現在（3月2日）の時点では予定通りに実施する。ただし、日々状況が変化しているため、今後、追加的な措置等が必要になった場合は、各学校を通じて周知する。

(5) 家庭との連絡、相談等について

- 必要に応じて、家庭に連絡をする。教職員の家庭訪問が必要になった場合、教職員は感染症対策を十分に行ったうえで訪問する。

(6) 児童生徒の受け入れについて

- 休業措置は、子どもを感染から守るための措置であるが、保護者の就業等のやむを得ない事情により、家庭での対応が難しい場合は、小学校1・2年生の児童、小中学校の特別支援学級に在籍する児童生徒に限って学校での受け入れを行う。
- 受け入れ期間は、休業中のみの対応とする。ただし、土曜日・日曜日・祝日を除く。

以上